

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習開催のご案内

労働安全衛生法第14条により、「高さが5メートル以上の建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業」については、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を選任し、当該作業に従事する労働者を直接指揮させることが義務づけられています。

つきましては、標記技能講習を下記要領により開催致しますのでご案内申し上げます。

記

1. 講習期日 平成21年10月 6日(火)～ 7日(水) (2日間)
2. 講習時間 第1日目 9時00分～17時00分まで
第2日目 9時00分～15時50分まで (修了試験を含む)
3. 講習場所 西日本能力開発センター(北九州市八幡西区築地町15-26)

4. 受講資格

- (1) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更に関する作業に、「18歳より3年以上」従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者
- (3) その他労働大臣が定める者

(注) 受講資格中「3年以上従事した経験を有する者」とは、建築物等の鉄骨の組立て等作業は高所作業として満18歳未満の者は年少者労働基準規則により就業することが出来ません。
よって、満18歳からの3年以上従事した経験を有する者であること。

5. 受講科目一部免除対象者

- ・ 職業能力開発促進法に基づくとび科の職業訓練指導員免許所有者
- ・ とびの技能検定一級又は二級の資格所有者
- ・ 鋼橋架設等作業主任者技能講習又は、コンクリート橋架設等作業主任者技能講習修了者

6. 受講料

9,000円	テキスト代	会員	900円	計	9,900円
		非会員	1,800円	計	10,800円

一部免除の方はお問い合わせください

7. 申込方法

指定の受講申込書により申し込み下さい。(申込書はホームページ「建災防ふくおか」から印刷出来ます。)

8. 申込先

〒805-0069 北九州市八幡東区前田3丁目11-28(ミドリ安全北九州2階)
建設業労働災害防止協会八幡分会 TEL 093 663 1321・FAX 093 663 1323

9. 振込先

福岡銀行八幡支店 普通口座 1830391

(申込書持参の際の現金、或は現金書留でも受け付けます。)

10. その他

- (1) 一部免除に該当される方は、受講申込書の一部免除欄に記入し、申込提出時に修了証等の写しを添付してください。
- (2) 申込書の提出と受講料の振込みを確認し、「受講票」をお送りします。
- (3) 欠席の場合は原則として受講料はお返し致しません。
- (4) 記入いただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。